

多重債務問題への取組み（平成25年度）

1 県民への周知、啓発事業

(1) 県民だより奈良を活用した多重債務相談窓口の周知・啓発

- ・「多重債務に関する相談は、いつでも身近な窓口で相談できる」ことを周知するため、奈良県の全戸に配布を行っている「県民だより奈良」に自治体による多重債務相談窓口を紹介

(2) 県民だより奈良以外に行った相談窓口の周知・啓発

- ・債務整理から生活再建までの流れや相談窓口一覧を記載したチラシを配付（10,000枚）

配布先：奈良県社会福祉協議会、奈良県警察、市町村、庁内関係課

- ・消費・生活安全課及び消費生活センター HP 上で県、市町村及び関係機関の多重債務相談窓口を周知

(3) 各種広報媒体等を活用し、多重債務問題を啓発

- ・パネル展示（県民ホール展示コーナー 4月23日から4月26日）

2 相談事業

(1) 通常業務として窓口開設日は多重債務に関する相談を受付

- ・消費生活センター及び中南和相談所
- ・市町村消費生活相談窓口（県内全市町村）

(2) 市町村支援

- ・県センターの市町村相談員専用ダイヤルにより、市町村からの問い合わせに対応
- ・県センターの苦情処理専門員（弁護士）や消費生活相談員が、市町村の相談窓口で解決困難な事案について、市町村からの要請に応え、困難事案の処理を支援

3 研修事業

県・市町村の窓口で多重債務相談を行う者等を対象にした研修会の実施（11/12）

対象者：県、市町村窓口職員、消費生活相談員、関係団体等